

## 東近江市延命公園等の指定管理者の指定につき議決を求める ことについて

東近江市延命公園等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市延命公園 東近江市清水川緑地 東近江市若松緑地 東近江市大水児童公園 東近江市川合寺児童公園 東近江市若松児童公園 東近江市野村児童公園 東近江市皇美麻児童公園	滋賀県東近江市池庄町 4 3 7 番地 1 公益社団法人 東近江市シルバー人材センター	平成 2 8 年 4 月 1 日 から 平成 3 3 年 3 月 3 1 日 まで
東近江市布施公園 東近江市ひばり丘児童公園 東近江市東市辺児童公園 東近江市中野児童公園 東近江市前山児童公園	滋賀県東近江市池庄町 4 3 7 番地 1 公益社団法人 東近江市シルバー人材センター	平成 2 8 年 4 月 1 日 から 平成 3 3 年 3 月 3 1 日 まで